

令和7・8年度小清水町入札参加資格審査申請についてのQ&A

Q 最近1年間の事業実績とは、過去1年間に実施したものか？

A 審査基準日の直前1年間に、業務を完了した契約を記載してください。現在履行中の契約については、契約期間の1/2以上を経過している場合は実績とすることができます。

ただし、複数年（年度）契約の場合は、業務が終了している年（年度）分を実績として取り扱います。

Q 納税証明書は、写しでも良いか？

A 写しで構いません。ただし、原本は、町の求めに応じて提出できるように保管しておいてください。

Q 登記事項証明書の種類に指定があるか？

A 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書が必要です。

なお、提出は写しで構いません。ただし、原本は、町の求めに応じて提出できるように保管しておいてください。

Q 税務署が発行する納税証明書の種類の違いは？

A 「その3」は証明書交付請求時に税目を指定する証明書であり、「その3の2」は個人用で申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税の税目固定証明書、「その3の3」は法人用で法人税と消費税及び地方消費税の税目固定証明書です。

申請者が法人の場合は、「その3」又は「その3の3」、申請者が個人の場合は、「その3」又は「その3の2」を提出してください。

Q 支店等の確認書類は何が必要か？

A 登記事項証明書に記載に有無を問わず、設置した支店等の法人市町村民税の支払状況が確認できる書面（金融機関の領収印が押印されている領収証書、領収済通知書など）の写しを提出してください。

納期が到来していない場合は、法人設置届の写しを提出してください。